

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和6年度 第3回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい援護課、障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和7年2月5日（水）
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時00分
開催場所	障がい福祉センターあしすと 5階ホール
出席者	別紙のとおり
欠席者	別紙のとおり
会議次第	1 開会あいさつ 2 議事 （1）成年後見制度等障がいのある方に合った今後の権利擁護支援について （2）障がい者の差別解消・合理的配慮の理解促進及び相談対応等について （3）令和6年度活動報告について 3 事務連絡
資料	1 第3回権利擁護部会 次第 2 権利擁護部会の取り組みに向けて（第1回まとめ）「資料1」 3 「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組イメージ「資料2」 4 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について「資料3」 5 成年後見制度（リーフレット） 6 足立区成年後見制度利用助成事業（チラシ）
その他	公開状況：公開 傍聴：0名

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

○荒井事務局員

本日はお忙しい中、令和6年度第3回権利擁護部会にご参加いただき、ありがとうございます。

本日司会を務めます、障がい福祉課障がい施策推進担当の荒井と申します。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

開催に先立ちまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

【1】第3回権利擁護部会 次第

【2】権利擁護部会の取り組みに向けて（第1回まとめ）「資料1」

【3】「権利擁護支援の地域連携ネットワーク

の機能」を強化するための取組イメージ「資料2」

【4】障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画について「資料3」

【5】成年後見制度（リーフレット）

【6】足立区成年後見制度利用助成事業（チラシ）

不足している資料などございますでしょうか。本日、傍聴人の方はいらっしゃいませんが、今後は部会の進行の中で、個別事例を取り上げる場合は、非公開とさせていただきます。

それでは、令和6年度足立区地域自立支援協議会第3回権利擁護部会を開会いたします。はじめに、障がい援護課長の早川よりご挨拶申し上げます。

1 開会あいさつ

○早川委員

皆さま、お忙しい中、第3回権利擁護部会にご参加いただき、ありがとうございます。

私は、この障がい者支援に関する会議でいつも申し上げていますが、地域自立支援協議会権利擁護部会は、障害者総合支援法に基づき、各自治体が設置する会議体です。この部会の大きな特徴は、障害者差別解消法に基づいて、障害者差別解消支援地域協議会としての役割も担っている点で

す。今年度の第1回権利擁護部会では、各委員の皆様の状況や課題を共有していただき、その中でテーマの洗い出しや、検討すべきテーマについてのご意見をいただきました。また、前回の第2回権利擁護部会では、障がい者の差別解消と合理的配慮の提供について議論し、グループごとに差別解消法に基づく相談事例をケーススタディとして取り上げ、議論いただきました。

本日の第3回権利擁護部会では、成年後見制度や権利擁護に関する課題、今後の取り組みについて、広く意見交換を行いたいと考えています。

現在、権利擁護支援が必要な方々は、従来の福祉や医療サービスに加え、就労や法律などのさまざまな専門家が関わりながら、本人の意思決定をサポートしています。私たちはこれを「重層的な支援」と呼んでいますが、1つの方向性にとどまらず、さまざまな視点からのアプローチが求められます。「チーム支援」とも呼ばれますが、チーム支援が目的ではなく、その人の権利擁護を確保するための手段として、どのような課題があるのかを、皆さまと共に議論できればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○荒井事務局員

次に、本日の進行についてご案内いたします。本日の部会では、会議内容や発言者名などを議事録として後日、足立区のホームページで公開する予定です。そのため、議事の内容を録音させていただいておりますので、ご了承願ひます。それでは、これより議事に移ります。ここからの議事につきましては、平部会長に進行していただきます。平部会長、よろしくお願ひいたします。

2 議事

（1）成年後見制度等障がいのある方に合った今後の権利擁護支援について

○平部会長

それでは、ここから私が司会進行を務めます。議事の1つ目は、「成年後見制度等、障がいのある方に合った今後の権利擁

護支援について」です。事務局から説明をお願いします。

○和田事務局員

まず、議事について「資料1」をご覧ください。「資料1」は、権利擁護部会の取り組みについてまとめた資料です。

第1回では部会テーマを共有し、皆さまに挙げていただいた課題や取り組みを「意思決定支援」「差別解消・合理的配慮」「虐待防止」「成年後見制度と権利擁護支援」という4つのカテゴリーに整理しました。この会議では、障がいのある方の尊厳やその人らしい暮らしについてテーマを共有しました。

第2回では、「資料1」の右上にある「差別解消・合理的配慮」について話し合いました。

そして、今回の第3回では、「資料1」の左側にある「意思決定支援と成年後見制度・権利擁護支援」の部分をさらに深掘りしていきたいと考えています。

部会テーマとしては、「権利擁護の視点での相談体制づくり」「定期的な情報交換や勉強会」「行政・専門機関の連携強化」

「障がい者や家族の高齢化に対応した成年後見制度の利用促進、権利擁護支援の推進」などが挙げられています。

また、皆さまから出された課題やアイデアには、「支援チーム作りの必要性」や「連携づくり」、「情報交換の強化」、「権利擁護が必要な方への周知」をしっかりと取り組むべきだという意見がありました。「事例を通じた勉強会」や「家族の高齢化」については、表面的な勉強会ではなく、事例を通じて深く学んでいくことが有効だとの意見もありました。こうした意見は第1回のアンケートでも出されており、今回はさらに深掘りしていただければと思います。

次に「資料2」をご覧ください。こちらは「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化のための取組イメージ」と題し、「地域共生社会のあり方検討会」という国の会議体から抜粋した資料です。「チームによる権利擁護支援」のイメージが図

で示されています。左側の丸が高齢者の権利擁護支援、右側の丸が障がい者の権利擁護支援を表しています。

次に、「チームによる支援とは何か」という点について、資料にある2点に整理されています。

1番目は、「権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じて、身近な親族や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力し、日常的に本人を見守り、本人の意思や選好、価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援を行う仕組み」です。

2番目は、「既存の福祉や医療のサービス調整・支援体制に、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人など、意思決定に寄り添う人を加え、適切に本人の権利擁護が図れるようにする」というものです。

これを踏まえ、もう一度資料に戻りますと、障がいのある方の権利擁護支援チームの一例としては、後見人や親族、相談支援専門員、障がいサービス事業者、民生委員、ボランティア、医療機関などが関与します。また、虐待や金銭トラブル、犯罪被害、雇用の場での問題など、さまざまな場面で司法や法律が関わることもあります。このように、多職種連携が重要であるのが権利擁護のチーム支援です。

障がいのある方のチーム支援については、日々さまざまな意見をいただいております。高齢者のチーム支援は、先ほどの図にあるように、ケアマネジャーを中心に確立されており非常にわかりやすいです。一方で、障がい者に対するチーム支援はどのように組織するのかがわかりにくいという意見もあります。また、通所先職員や相談支援専門員が相談しやすく、何でも動いてくれるが、どこまでお願いしてよいのか、例えばお金や法律の問題を引き受けてくれるのかについても難しさを感じているというご意見もいただいております。

そこで、今回の部会では、チームによる権利擁護支援について、成年後見制度だけではなく、権利擁護のさまざまな取り組み、意思決定支援などを進めていく上で、どんな課題があるのか、またどんな取り組みが必要かについて、皆さまに現状の課題

と今後の取り組みについて意見をいただきたいと思ひます。

事務局からの説明は以上です。平部会長、よろしくお願ひいたします。

○平部会長

それでは、これから意見交換を行いたいと思ひます。ご意見をいただきたいのは、成年後見制度等に関連する、障がいのある方に適した今後の権利擁護支援についてです。特に、障がいのある方へのチームによる権利擁護支援を進める上での課題と、それに対する取り組みがどのようなものかをお伺ひしたいと思ひます。

まず、最初に発言されたい方がいれば、お話しいただき、その後、他の方々からもご意見を伺ひながら意見交換を進めていきたいと思ひます。後半では、私からもご指名させていただくこともあるかと思ひますので、よろしくお願ひします。

○小杉委員

チームによる権利擁護支援を進める上での課題として、テーマが絞りにくいことが挙げられます。事務局からの話を受けて率直に感じたことは、まずは権利擁護に関する知識を深めることが重要だということです。知識を得た上で、それを消化し、共感することが大切だと感じます。

支援者としての立場から言うと、知識を持っている支援者でも、障がい者に対する理解が十分でないことがあります。支援をしながら障がい者に寄り添い、共感することが重要だと思いますが、理解を持ちづらい職員がいる場合、「あなたの考え方が間違っている」とか、「その価値観はおかしい」というような対応では問題が解決しません。私自身もその点で悩んでいます。こうした時にどう対応すべきか、皆さまの知恵を借りたいと思ひています。

私は、価値観は人それぞれ異なるものなので、それを認め合うことが権利擁護においては大切だと考えています。価値観をぶつけ合い、意見交換を行う中で、互いに異なる視点があることを認識する仕掛けを意識的に作らない限り、組織の人権意識は育

たないと感じています。価値観を育て、チームプレーヤーとして支援し、支援を受ける方を中心にチーム支援を進めていければと思ひます。

○平部会長

障がい者の支援を行うチームが、それぞれの機関でどのように考え、どのように動いているのかを伺ひたいと思ひます。では、花畑共同作業所の吉田委員、作業所の中で感じていることはありますか。

○吉田委員

職員間での世代差からくる価値観の違いは、私たちも悩んでいる点です。チーム内で意見をぶつけ合い、話し合える関係性を築くことが大切だと思ひています。特に若い職員は、個々に異なる考え方を持っているため、意見がかみ合わないことがよくあります。その解決方法については、今のところ明確な答えは見つかっていません。

○平部会長

では、親族の立場から、手をつなぐ親の会の佐藤委員、チームでの権利擁護支援における課題について、どのように感じていますか。

○佐藤委員（足立区手をつなぐ親の会）

先ほどの話の中でも、高齢者はケアマネジャーを中心にチーム支援を行っているけれども、障がい者については、権利擁護に関して本人を中心とした支援チームは、通所しているところが中心の場合も多いと思ひます。相談支援専門員さんがしっかり入っているところは、相談支援専門員さんが、ヘルパーさんを集めて支援会議をやってくださるけれども、権利擁護支援チームとなると成年後見人さんが中心になるようなイメージだと思ひていました。

○平部会長

ありがとうございます。権利擁護についてですが、日頃支援を行っている方々が、プラスアルファで権利擁護を行うケースもあります。成年後見人が選任されている方

もいれば、そうでない方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員（足立区手をつなぐ親の会）

親が元気なうちは、成年後見人をつけることに費用がかかるため、なるべく親が頑張ろうと考える方が多いです。しかし、親が高齢になると、周囲が「そろそろ危ない」と感じることもありますので、そのような方々には積極的にアプローチしていく必要があると感じています。

○平部会長

ありがとうございました。私も普段、成年後見制度に関する支援を行っていますが、高齢者のチーム支援は比較的わかりやすく、ケアマネジャーや包括支援センター、ヘルパー、事業者、デイサービスなど、すでにチームが形成されているため、成年後見制度の申立てに関して問題があれば、その流れを検討していくことができます。しかし、障がいのある方々は一人ひとり状況が異なり、サービスや相談支援の有無も異なるため、申立て自体が非常に難しく感じます。チームの形成についても、どのように進めるべきかが悩ましいところです。

では、肢体不自由児者父母の会の鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員（足立区肢体不自由児者父母の会）

「父母の会」では「親の会」さんほど成年後見制度等の勉強の機会は少ないのですが、昨年10月に開催された東肢連研修大会は、障がいのある子の「親なきあと」～「親あるあいだ」の準備～をテーマに行われ足立区から11名が参加しました。親が元気なうちに、親なきあとのことを考えて準備をしておくことが大切と改めて感じました。親も子も高齢化している中で年を取ると気力が落ち、深く考えることが難しくなります。日々の介護で流されている中で、親の体調不良や介護力の低下、親自身も支援が必要になる方も増えています。私自身はセルフプランを活用し、一人で介護

できるため、居宅ヘルパーを使っていません。多くの親御さんが頼りにしているのは施設の職員さんであり、相談支援を利用している方々は、相談支援の担当者に力強く頼っていると思いますが、それぞれでしっかり相談できているのか見えない部分です。会員から高齢化で一カ所に集まるのは大変と言われるため、地域ごとに集まり親同士の関係性を築き、困っていることを話し合う場ができると良いと考えています。情報交換の場ができれば、職員さんにも相談しやすくなるのではないのでしょうか。権利擁護支援チームの流れが自然にできることを願っています。

○平部会長

相談することを引き出すことが重要だということですね。ありがとうございます。次に、希望の苑の佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員

権利擁護支援の前段階として、意思決定支援や虐待防止があります。ご本人を中心に細かく支援計画を立てることが大切ですが、意思確認が難しく、時間をどのように確保するかが大きな課題となっています。虐待防止に関しては、研修を重ねて職員のセルフチェックを行っています。しかし、職員によっては実践が難しい部分があり、課題が残っています。それでも、繰り返し取り組むことで権利擁護に繋がると考えています。

○平部会長

次に、千住オリーブの会の金子委員、いかがでしょうか。

○金子委員

精神障がい者の家族会に所属しており、会員は70代、80代の方が多く、障がいのある方々は40代、50代が中心です。現在、会員の最大の関心事は「親亡き後」の問題です。時々勉強会で成年後見制度について学びますが、各家庭の状況や障がいの程度が異なるため、「これが正解」と言

えるものは見つかりません。また、地域の相談窓口に積極的に相談に行けている会員は少ない印象です。

私は非常勤で計画相談を行っています。地域で生活する障がい者の支援では、まず本人の希望や意思確認を行い、それに基づいて支援計画を立て、支援者が集まって情報共有をしながら支援を進めています。カンファレンスなどで定期的に情報交換を行い、変化があればそれを反映することはできています。ですが、権利擁護や虐待防止といったテーマが話し合われることは意外と少ないのが現状です。そのため、普段の支援の組み立てに集中していると、権利擁護まで気が回らないことが多く、これからの課題だと感じています。

○平部会長

次に、ピアサポーターの成田委員、何かご意見があればお願いします。

○成田委員

私が通所している作業所では、個別支援計画や面談を通じて、利用者と職員がつながりを持っています。また、職員同士でも問題があれば、利用者等の情報を共有しています。

月に一度、ミーティングで意見交換を行い、メンバーや職員間で情報を共有しています。

○平部会長

それでは、民生委員の島田委員、お願いします。

○島田委員

障がい者の担当はしていませんが、高齢者の相談を受けた際には地域包括支援センターに連絡をしています。自分で話せない高齢者の場合も、状況を伝えて地域包括支援センターに対応をお願いすることがあります。

障がい者の親御さんの中には、一人で困っている方が多いと感じます。いろいろな人が協力し合って支援することが重要であり、これからの課題も多いと感じていま

す。

○平部会長

他の方からもご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○長門委員

権利擁護の観点から、チーム支援についてですが、少し話がそれてしまうかもしれません。今年度から福祉部内に「福祉まるごと相談課」が設置され、医療、介護、保健、福祉に加えて、住宅問題やごみ問題にも取り組みを始めています。事例によっては、担当部署以外の協力を得なければ解決しないこともあります。私が参加した会議でも、こうした協力の重要性を感じました。

今では福祉まるごと相談課に情報がきちんと集約されていますが、以前は各所管で対応していたものの、情報の集約が不足していたため、困っている区民の方にとっては「どこに行けば解決するのか」が明確になり、効果が出てきたと感じています。チームでの支援が非常に大切だと実感しています。

○平部会長

チーム支援はさまざまな場面で必要とされ、権利擁護にもつながると思います。それでは、東部保健センター長の平塚オブザーバ、お願いいたします。

○平塚オブザーバ

東部保健センター長の平塚です。よろしく申し上げます。保健センターでは多くの方と交流しており、当事者の方々やそのご家族と関わる機会があります。今年度、権利擁護センターあだちによる成年後見制度の講座を開催し、高齢のご家族の方々が多く参加している印象を受けました。権利擁護支援の一助になればと思っています。

チームで連携して取り組めば、当事者の声を必ず誰かが聞くことになります。それをチーム内で共有し、支援の輪を広げていくことが重要だと感じています。例えば、「この方がこういう話をしていた」という

情報を支援の輪で共有し、誰かが手を差し伸べられる状況を作り、その情報をさらにチームで共有していくことが大切だと思います。

○平部会長

それでは、早川委員、お願いします。

○早川委員

皆さま、それぞれの視点からご意見をいただき、ありがとうございます。最初、私は介護サービスと比較して、障がい者支援事業所の連携や協力の課題について意見が出るのではないかと予想していました。しかし、事業所内部で福祉支援についての考え方が異なることを聞き、非常に気づかされました。この課題を発見できたこと、また「みんな同じ考えを持っている前提でチーム支援を考えるべきではない」と気づけたことは大変貴重でした。私たち行政も支援機関の一つとして、この点を今後も意識していきたいと思います。

○平部会長

ハローワークの鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員

まず、「資料1」の権利擁護部会からの取り組みに関してですが、雇用関係における虐待防止について、ハローワークはすべての相談窓口ではないことをお伝えしたいと思います。賃金未払いの問題は労働基準監督署、パワハラやセクハラは東京労働局の雇用均等室が対応します。雇用に関する虐待一つでも、対応機関が複数あるため、「資料1」に記載された表を見ても、さらに細分化される印象を受けました。

○平部会長

障がい福祉センターの中沢オブザーバ、いかがですか。

○中沢オブザーバ

様々な意見があり、権利擁護というテーマで考えていましたが、私は福祉現場に長く関わってきた者として、小杉委員の話に

あった「多様な価値観の中で職員や地域をどう良くしていくか」という点が非常に難しいと感じました。

5年前、10年前、介護保険制度が始まったころ、さらにその前と比較すると、足立区内でもできていることは多くあります。できている部分を再確認し、その価値を前向きに捉えていくことも重要だと思います。福祉の分野では、できていないことに目が向きがちですが、できていることを当たり前にしないう意識すること、例えば家族の方が行っている介護を当たり前にしないう、「できている」と評価する考え方が、職員にとっても大事だと感じています。

○平部会長

面白い視点ですね。皆様、貴重なご意見をありがとうございます。立場が変わる中での権利擁護に関するご意見、ありがとうございます。それでは、和田係長、お願いします。

○和田事務局員

たくさんのご意見、ありがとうございます。一つにまとめるのは難しいですが、板書に沿って振り返りをいたします。

① 最初の論点は、「知識が大切」という点です。現在、権利擁護センターなどで小規模な講座を行っており、成年後見制度の改定や見直しもありますので、知識の重要性を再確認しました。

② 知識があっても、個々の感覚や仕事への取り組み方が異なるため、同業種、異業種を問わず、同じチーム内でも多様な価値観があるということ。共通項を見つけるためには、考えのぶつけ合いも必要であり、チームを育てる取り組みが重要だという意見もありました。

③ 最初に取り組むべきは、意思決定支援。ご本人が望むくらしや選択を支援することが最も大切だという指摘がありました。また、本人参加型の会議については、どのような方法が最適か試行錯誤を重ねているというお話もありました。

④ 事業所内でのアプローチについて

も、本人の意向を尊重し、チーム内で情報を共有しながら支援を行っているという話がありました。

⑤ 親御さんの高齢化に関して、親御さんとの信頼関係を築き、「ここであれば相談できる」と感じてもらうことが重要。親同士の取り組みを身近な通所先で考えることが必要だという意見もありました。

⑥ 親御さんはお子さまの支援に精一杯で、先のことを考えるのが難しいという課題があり、どこがそのきっかけを作るかが重要であるとの意見もありました。

⑦ 相談支援や福祉サービスに関する課題について、日々の支援に終始しているのご指摘もありました。将来について考えることを、基幹相談や地域生活支援拠点との取り組みの中で、どのように支援しているか考えたいと思います。

⑧ 人権問題については、ハローワークや労働基準監督署、労働局などさまざまな機関で対応されていることが話題になりました。後見相当の方が雇用契約で働いている場合、後見人と労働チームとの連携が重要となる場面もあるかと思っておりますので、そういった事例も今後お伺いできればと思います。

貴重な意見をいただきましたので、今後の事業に活かしていければと思います。

○平部会長

追加のご意見がある方はいらっしゃいますか。

それでは、議事の二つ目に移ります。議事の二つ目は、前回の部会で共有した「障がい者の差別解消・合理的配慮の理解促進及び相談対応等について」です。この間の共有を行います。

(2) 障がい者の差別解消・合理的配慮の理解促進及び相談対応等について

まず、セミナーについてです。このセミナーは2回行っておりますが、参加された方から感想を共有いただければと思います。第1弾は「障がい者の差別解消と合理的配慮を考える」というテーマでした。参加された方は、手をつなぐ親の会の佐藤委員

ですが、感想をいただければと思います。

○佐藤委員（足立区手をつなぐ親の会）

このセミナーは相談支援ネットワークと共催で行われたため、参加者の多くが相談支援員でした。セミナー後に行ったグループワークでは、相談支援員の視点からの意見を聞くことができました。講師は関哉弁護士で、育成会でよくお世話になっている弁護士さんです。関哉先生は、旧優生保護法裁判で活躍され、花畑学園の学校運営協議会でもご一緒させていただいた先生ですが、直接お話を聞く機会はなかったので、非常に貴重な時間でした。「基本は人権」という視点からのお話を伺うことができ、大変有意義でした。ありがとうございます。

○平部会長

次に、参加された和田係長、いかがでしょうか。

○和田事務局員

合理的配慮に限らず、「権利擁護」や「ご本人中心」といった点についても、しっかりと話しいただきました。その中で、関哉先生が提唱している尊厳や権利を守る「はひふへほ」というものがあり、これを今広めようとしていらっしゃいます。

- ・「は」＝早く
- ・「ひ」＝一人にしない
- ・「ふ」＝フィルターをかけない
- ・「へ」＝変化に気づき、対応する
- ・「ほ」＝本人主体

この「ほ」は、支援者が「あとで」と言うことで、二度と相談ができなくなることを避けるために大切なことです。支援者にとって、この「はひふへほ」が重要であり、「ひ」の一人にしないという点は、今回のチーム支援の話とも通じていると感じました。以上です。

○平部会長

続きまして、第二弾のセミナー「総合的に学ぼう意思決定支援」について、1月7日

に開催されました。中沢係長、お願いいたします。

○中沢オブザーバ

「意思決定支援」のセミナーに参加しました。基本的に、当事者や相談者に寄り添いながら支援を行っていますが、講義を通じて、水島先生が「支援者めがねを外して考えてください」と繰り返し話されていたことが印象に残りました。支援者が自分の視点を外した時、本人が望むものと支援者が提供できるものが異なることに気づき、勉強になりました。

また、講師の先生と雑談する機会もありました。意思決定支援が必要な方として一人暮らしの方が多いという話になり、単身世帯の支援における課題について触れました。意思決定支援は個別性が高く、障がい福祉だけでなく、もっと幅広い分野で活用できる支援体系になるという視点が新鮮でした。

○平部会長

私も1月の意思決定支援の講座に参加しました。失語症の方の退院後の居所の選択について、意向確認の場面を見ながら、ことばが話せない方の意向をどう汲み取るか、ワークを通じて考えました。関係者が努力している姿がありましたが、現場では、そこまでの丁寧な確認をしきれていない部分が反省点です。居所の選択等、ご本人が納得する形で意思決定支援を行うことの重要性を改めて感じました。

○和田事務局員

意思決定支援に関するセミナーで、最後に情報提供がありました。チーム支援はプロの支援者や専門職の後見人によって行われるものだと考えがちですが、豊田市では新たにモデル事業として、市民が「意思決定支援フォロワー」として活動しています。市民の方々は、対象者の日常的なニーズを聴き取り、「お団子が食べたい」など、普段の会話の中で本人の意向をキャッチします。豊田市のホームページでは、意思決定支援フォロワーの取り組みを紹介す

る動画も見ることができます。

障がいのある方にとって、親や医師、事業所の職員は身近な存在であり、日常生活や将来に大きな影響を与える人々です。そのため、これらの人々には本音を言いづらい場合が多く、相手の思いを忖度してしまうことがあります。一方で、あまり関わりのない、たまに来るボランティアや学生などが、聞き手としてより率直に話をしやすいこともあります。今回の豊田市の取り組みが、こうした点でどのような成果を上げるのか、注目しています。

○平部会長

次に、「住まいのお悩み解決セミナー」については実施予定とのことですので、事務局から説明をお願いします。

○和田事務局員

「住まいのお悩み解決セミナー」は、全日本不動産協会、東京都宅地建物取引業協会と共催で、区民の方向けに周知しているイベントです。会場は北千住の東京芸術センターの天空劇場で、物件オーナーや仲介業者向けに差別解消や合理的配慮について説明します。これに関しては、部会でも障がいのある方に対する差別や不安が払拭されていないという意見がありました。私たちの相談窓口を周知したいと思います。

○早川委員

セミナーでは、防災対策や犯罪防止などについても説明します。ある所管からは、全国的な調査で「障がいがある方に物件を貸すのに躊躇する」という結果が多かった点を報告します。私たちはその後に話しますので、不当な差別が禁止されていることや、合理的配慮をしていないと、国から指導を受け、裁判で不利な判決を受ける可能性があることを伝え、私共の相談窓口についてPRします。

○和田事務局員

セミナーの募集人数は300人、締め切りは2月26日です。内容としては、空き家や老朽化対策、防災対策、住まいの助成

制度、相続登記の義務化などが含まれます。

○早川委員

今回の部会のテーマであるチーム支援のメンバーというのは常に関わっている人というイメージがあると思います。しかし、ライフステージの中で一部だけ関わる住宅の仲介業者や支援者の意識を変えることも、チーム支援の一環だと考えています。理解が深まるように努めていきますので、ぜひご参加いただければと思います。

○平部会長

開始時間はでしょうか。

○和田事務局員

午後2時からです。3月1日土曜日ですので、午前中は「こころの健康フェスティバル」にご参加いただき、午後2時に、こちらのセミナーへお越しいただけますと幸いです。セミナーの終了は4時25分で、その後、個別相談会が4時30分から5時30分まで行われます。詳細はホームページにも掲載されていますので、オンライン申請システムやファクス、電話などで申し込みが可能です。

○平部会長

ありがとうございました。事務局に伺いましたが、こういった各種セミナーを自立支援協議会の一環として企画し、委員の方や部会の方々に参加いただくことを今年度から始めたとのことでした。事業所やさまざまな方々がセミナーに参加していただいていることは大変良いことだと思っています。今後も、このような権利擁護や意思決定支援を地域全体に広めていく必要がありますので、部会を通じて、区や事務局に意見を上げ、引き続きさまざまな企画を実施していただければと思っています。

委員の方々からもご意見等がありましたら、この場でお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。今後、こういったセミナーについて、テーマや内容に関するご意見があれば、お聞かせください。

○佐藤委員（足立区手をつなぐ親の会）

こちらの部会の案内と一緒に、知的障がい者の恋愛や結婚に関するシンポジウムの案内をいただいたかと思いますが、参加された方や感想があればお聞かせください。

○平部会長

知的障がい者の恋愛や結婚についてのシンポジウム、ご参加された方いらっしゃいますか。手をつなぐ親の会の佐藤委員どうでしたか。

○佐藤委員（足立区手をつなぐ親の会）

私は出かけていましたので、スマートフォンで時折拝見していました。最初に厚生労働省の方が挨拶され、その後、内閣府の動きに関する話がありました。育成会でお馴染みの方が話されていた印象です。知的障がい者の恋愛や結婚の支援についての話や育児支援の話では、グループホームに対して「子どもができたらちゃんと面倒を見なさい」といった通達が出されている話もあり、支援者の方々は大変だと感じました。

重度障がいの方についても、日常的におむつをしているような子どもは性教育に関係ないと私自身も思っていたのですが、「おむつ替えも性教育の一環であり、その人の体に触れること自体も性教育である」といった話があり、本人の人格を尊重して支援を行わなければならないということを改めて感じました。

○和田事務局員

知的障がいに限らず、障がいのある方の恋愛や子育てに関する相談については、通知が出され、相談支援事業所向けにお伝えしたり、グループホームの連絡会で配布したりしています。具体的に、どのようなノウハウで支援を行うべきか、例えば、子育て支援の領域の機関が、チームの編成に加わるなども考える必要があると感じました。私もこれから研究していこうと思います。

○平部会長

それでは、次に「資料3」の「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」について、事務局からご説明をお願いします。

○和田事務局員

配布させていただいた「資料3」の「行動計画概要」についてご説明します。これは令和6年12月27日に示されたものです。内閣総理大臣官邸で第3回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部が開かれました。そこで「旧優生保護法にかかる対応状況」や「障害児に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画（案）」について議論されました。会議の本部長である石破首相の会議後のコメントについても抜粋して紹介したいと思います。

～以下抜粋～

「ただいま、『障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画』を決定いたしました。この計画は、政府が、憲法違反とされた旧優生保護法を長年にわたって執行し、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、重く受け止め、真摯に反省・謝罪し、誠実に対応しなければならないとの認識の下、障害のある方に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた取組を改めて強化するため、策定したものであります。計画の策定に当たりましては、旧優生保護法の被害者の方々や障害当事者の方々から、御経験や御意見を伺ってまいりました。」

～抜粋終り～

「資料3」には「ヒアリングにおいて当事者の方々から示された主な問題意識」という項目があります。この中では、「優生手術等に関する歴史的事実やその背景を後世に伝えるべきだ」という意見や、「障害の有無に関わらず、やりたいことを自由にできる社会になってほしい」という希望、さらに「差別を解消するためには、障害の

ある人もない人も共に学び、育つ経験ができる環境が必要である」といった強い思いなど、さまざまな意見が示されています。

行動計画の1ページから24ページまでをお配りしましたが、25ページ以降には旧優生保護法訴訟の原告や当事者の意見が掲載されています。これを読むと、原告の方々のこれまでの経緯やさまざまな思いや各団体や当事者からの意見も一つ一つ丁寧に書かれています。これらは非常に重要な内容であり、ホームページ等でもご覧いただけますので、今回お配りできなかった分については、ぜひ参照していただきたいと思います。では、石破首相のコメントに戻ります。

～以下抜粋～

「過去において障害のある方々が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視といったものはあってはならないものであります。同時に、障害がある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在であるといった考えも誤りであります。『障害の社会モデル』という言葉にあるように、障害は、心身機能に障害がある方々の社会参加を困難にしている事物、制度、慣行、観念など、様々な社会的障壁によって生み出されるものであり、こうした障壁を取り除くのは、社会全体の責務であります。真の共生社会を実現するためには、社会全体における意識改革を行い、社会全体が変わらなければなりません。」

～抜粋終り～

と、この後続けて首相は、大臣や公務員の意識改革についても話されておられます。配布した資料では、「公務員の意識改革に向けた取り組みの強化」のところです。

～以下抜粋～

「旧優生保護法に基づく施策が数多くの障害者の個人の尊厳を蹂躪し、数多くの苦痛を強いてきたという事実を重く受け止め、本計画の背景にある考え方や、この推進本部で全大臣を構成員としている趣旨をよく御理解いただきました上で、各所管分

野を通じて、国民全体に障害についての正しい理解が行きわたるよう、地方公共団体や関係者とも連携し、行動計画を着実に実施するとともに、その進捗を継続的にフォローアップするようにしてください。また、これらの施策を進めていくに当たり、それを担う公務員の意識改革は不可欠であります。各府省において障害当事者が参画した研修の実施など、これまで以上に取組を強化するとともに、各大臣自ら、職員に向けて、障害のある人への偏見や差別の根絶に向けたメッセージを発信してください。」

～抜粋終り～

足立区では、職員向けに基本的人権に関する研修を実施していて、私たちの所管でも、当事者である谷内先生に、差別解消や障がい者理解についてお話いただくようお願いをしています。ですが、旧優生保護法に関する内容については、今年度は実施していません。今後はこうした内容も含め、公務員として学ぶべき事項を事務局からしっかり発信していきたいと考えています。石破首相の結びのことばを紹介します。

～以下抜粋～

「全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、政府一丸となって取り組んでまいります」

～抜粋終り～

12月27日に行動計画が発表され、1月17日には旧優生保護法に基づく補償金等支給法が施行され、さまざまな動きが進んでいます。この内容について提供させていただきました。以上です。

○平部会長

ありがとうございます。それでは、次に障がい者の差別解消・合理的配慮等に関して委員さんから寄せられた事例について、事務局から説明をお願いします。

○和田事務局員

アンケートにご協力いただきありがとうございました。今日は傍聴の方いらっしゃらないので、寄せられた事例について、アウトラインを少しご紹介したいとおもいます。

(以下については非公開)

非公開部分

(3) 令和6年度活動報告について

○平部会長

ありがとうございます。貴重なご意見ありがとうございます。続きまして、議事の3番目は、令和6年度の活動報告についてです。2月20日に本会議がありますが、私から部会の活動を報告させていただきます。事務局の指定の書式にまとめるほか、本日、配布した資料の通りまとめも作成していますので、またあらためて皆さまに共有しますのでよろしく願いいたします。以上で、本日予定されている議事は終了いたしますので、進行を事務局にお返しいたします。

3 事務連絡

○荒井事務局員

平部会長、ありがとうございます。ここで、事務局より、事務連絡がございます。本日の議事録については、案ができ次第、各委員あてにお送りしますので、ご確認をお願いいたします。また、次年度の予定につきましても、この後、事務局からご連絡いたします。

それでは、以上を持ちまして、本日の権利擁護部会を終了させていただきます。委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。お帰りの際にはお忘れ物などないよう、お気を付けてください。